

②子育て環境の充実

○ 公営住宅を活用した子育て支援施設の整備の推進

地域における子育て環境を向上させるため、保育施設や地域コミュニティ施設について、公営住宅の建替え時の併設や空き住戸、集会所等の転用など、公営住宅を活用した子育て支援施設を整備します。

○ 地域における子育て支援機能の整備の支援

地域のまちづくりを踏まえて子育て支援施設の立地を誘導するとともに、増加している空き家を改修して子育て支援施設の整備を促進するなど、子育て世帯の身近な環境における子育て支援機能の整備を支援します。

【高齢者】

(3) 高齢者が安心して暮らせる住まいの充実

①住宅のバリアフリー化

○ 公営住宅のバリアフリー化の推進

高齢者が安全に、安心して暮らせる住まいを確保できるようにするため、公営住宅の建替え時に全ての住戸を高齢者対応にするとともに、既存の住戸については住戸改善を行うなど、公営住宅のバリアフリー化を推進します。

○ 持ち家のバリアフリー化の促進

介護の必要の有無にかかわらず、できるだけ多くの高齢者が自宅で住み続けられるようにするため、持ち家のバリアフリー化を促進します。

○ 民間賃貸住宅のバリアフリー化の支援

バリアフリー化が遅れている民間賃貸住宅について、オーナーへの意識啓発を行うなど、バリアフリー化を支援します。

②高齢者向けの民間賃貸住宅市場の整備

○ 質の高い高齢者向けの賃貸住宅の供給の支援

サービス付き高齢者向け住宅をはじめとした高齢者向けの賃貸住宅について、高齢者がより入居しやすいようにするため、立地の誘導や整備水準の向上を図ります。

③高齢者の持ち家資産の活用

○ 高齢者の住み替えの支援

群馬県空き家利活用等推進協議会との連携により、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」を活用して高齢者の持ち家から賃貸収入を得て住み替えを実現したり、リバースモーゲージにより持ち家を活用して住み替え費や生活費などの資金を確保するなど、生活支援サービスが充実している地域など高齢者が希望する住まいへの住み替えや子世代との同居・近居を支援します。

【居住支援】

(4) 民間賃貸住宅によるセーフティネットの充実

①既存の民間住宅ストックを活用したセーフティネットの補完

○新たな公的賃貸住宅制度の検討

公営住宅を補完するとともに、高齢者や障害者をはじめとした住宅確保要配慮者のニーズに本県の地域特性を踏まえて柔軟に対応するため、民間賃貸住宅を活用したセーフティネットの展開を検討します。

○障害者の住まいの確保の支援

障害者の福祉施設から地域生活への移行を進めるため、既存住宅の転用により障害者向けのグループホームの整備を誘導するなど、障害者が地域で住まいを確保できるように支援します。

②民間賃貸住宅への円滑な入居

○入居者を拒まない賃貸住宅の供給の支援

群馬県居住支援協議会との連携により「群馬あんしん賃貸ネット」において情報提供を行うなど、高齢者や障害者をはじめとした住宅確保要配慮者が、入居を拒まれない民間賃貸住宅の供給を支援します。

○民間賃貸住宅への入居に関する相談体制づくりの推進

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に関する悩みなどを解消するため、「ぐんま住まいの相談センター」において相談対応を行うなど、相談体制づくりを推進します。

(5) 公的賃貸住宅によるセーフティネットの充実

①公営住宅の整備

○老朽化した公営住宅の更新の推進

セーフティネットの要となる公営住宅について、老朽化した住宅が増加していることから、老朽化の状況や需要を踏まえ、PPP/PFIの導入も見据えながら、建替えや全面的改善による更新や民間住宅の活用を推進します。

○公営住宅の改善事業の推進

公営住宅を長期的に利用するため、耐火構造などの住宅について、居住性の向上、バリアフリー化、安全性の確保、長寿命化、省エネルギー化及び少子高齢化対策等を行うなど、改善事業を推進します。

○公営住宅の地域拠点化の検討

既存の公営住宅の集会所など敷地の一部を活用するとともに、建替え時の余剰地を活用するなど、公営住宅団地に子育て施設や福祉施設等の整備による地域の拠点形成を検討します。

②公営住宅の管理の適正化

○ 住宅確保要配慮者向けの入居制度の検討

住宅確保要配慮者向けとして、高齢者、障害者、ひとり親世帯及びDV被害者世帯等の優先入居、子育て世帯の期限付き入居及び目的外使用等の入居制度の検討を行います。

○ 入居者管理の厳格化

住宅確保要配慮者の入居機会の公平化のため、家賃滞納者対策や収入超過者・高額所得者に他の住居への転居を促すなど、入居者の管理をより厳格化します。

(6) 被災した住宅の復旧等の災害時・緊急時における体制の整備

①被災者向けの住宅の供給推進

○ 災害公営住宅の確保と民間賃貸住宅の活用

災害時・緊急時において、住まいを失った被災者に対して、公営住宅への入居や一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会と相互に協力して民間賃貸住宅を活用するとともに、一般社団法人プレハブ建築協会との連携により応急仮設住宅を供給し、住宅の確保を支援します。

②災害時の緊急体制の整備

○ 災害時の緊急対応の仕組みづくりの推進

被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の育成を行うなど、災害時の緊急対応の仕組みづくりを行います。

2. 豊かで住み続けられる住まい・まちづくり

【住宅市場・産業】

(1) 住宅市場の流通の円滑化

①流通のための仕組みの普及促進

○住宅市場の流通に資する情報提供の推進

住宅市場において消費者の判断材料となる情報の充実のため、建物状況調査（インスペクション）、住宅瑕疵保険、住宅性能表示、住宅履歴情報等の各制度に関する情報提供を推進します。

②住宅の取得やリフォームに関する資金調達の支援

○金融機関等との連携体制の強化

県民が住宅を取得したり、またはリフォームしたりする際の経済的負担を軽減するため、本県の地域特性を加味した住宅ローン商品を検討するなど、金融機関等との連携体制の強化を図ります。

(2) 質の高い新築住宅の供給

①長期にわたり利活用可能な良質な住宅の供給

○認定長期優良住宅の供給促進

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「認定長期優良住宅」は、良質な住宅ストックとなるものです。また、住宅を長期にわたり使用することは、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制、環境への負荷を低減するとともに、建替え費用等の負担の軽減にもつながります。そのため、認定長期優良住宅の供給を促進します。

②環境に配慮した住宅の供給

○環境対応型県営住宅の整備の推進

県営住宅の改善事業や建替え等を行う際に、気密性・断熱性の向上による省エネ化や太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを利用した省エネ設備の設置を行うなど、環境対応型の県営住宅の整備を推進します。

○住宅省エネルギー施工技術の普及推進

住宅関連事業者の省エネに関する技術向上のため、群馬県ゆとりある住生活推進協議会と連携して講習会を実施するなど、住宅省エネルギー施工技術の普及を推進します。

○国の制度に基づく住宅の供給促進

温室効果ガスの排出を抑制する国土交通省の低炭素住宅や、消費エネルギーと作りだすエネルギーの差し引きがゼロを目指した経済産業省のゼロエネ住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など、国の制度に基づく環境に配慮した住宅の供給を促進します。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律をはじめとした法制度の改正内容について普及啓発を図ります。

○ 住宅の断熱性能の向上促進

温室効果ガスの排出抑制やヒートショック防止のため、住宅の断熱性能を向上する高効率断熱材や二重サッシ、複層ガラスの使用等を促進します。

③住宅の生産性の向上

○ 生産性向上の仕組みづくりの推進

住宅を建設する職人が減少する中で、住宅の新設ニーズに対応するため、職人のネットワーク化など、少ない職人でも住宅を建設できる生産性向上の仕組みづくりについて検討します。

(3) 「ぐんま」の住まいづくり

①群馬県の気候・風土に根ざした住宅の整備

○ 群馬県の気候・風土を反映した住宅の供給促進

一般社団法人群馬県木造住宅産業協会と連携し、良好なまちなみを構成する住宅のモデル、地元工務店が建設可能な住宅のモデルである「ぐんま型住宅」の普及を図るなど、本県の気候・風土を反映した住宅の供給を促進します。

○ 技術者や職人の育成の推進

県民の住宅ニーズは多様化・高度化していることから、新しい建設技術等により対応するとともに、本県の気候・風土に適した住宅の技術開発と普及のため、技術者や職人の育成を推進します。

②県産木材等の利活用促進

○ 地域住宅のネットワークの構築

県産木材の利活用は、林業振興、環境対策、防災対策において有効であることから、川上の木材生産者から、製材加工業を経て、川下の地域の工務店・設計事務所までの供給・流通・生産体制、さらには消費者をつなぐ地域住宅のネットワークを構築します。

○ 県産木材や瓦等の地場産材の普及促進

ブランド木材である「ぐんま優良木材」をはじめとした県産木材、瓦などを使用した住宅を「地域型住宅」としてブランド化するなど、住宅への地場産材の使用を促進します。

【住環境形成】

(4) 「まちのまとまり」の形成のための仕組みづくり

①まちなか居住の促進

○ まちなかへの居住誘導の促進

行政・医療・福祉などのインフラやサービスの効率的な提供によるまちなかの再生と人にやさしく環境にも配慮したまちづくりのため、まちなかへの居住誘導を促進します。

○ 駅周辺等のまちづくりの促進

駅周辺などの交通結節点における居住環境のまとまりにおいて、良好な住環境整備を促進します。

○ 空き家等の利活用の促進

中心市街地等の空き家等について、まちなか居住のための住宅や生活利便施設への改修を促進します。

② 郊外部や中山間部の「まちのまとまり」の維持

○ 中山間地や大規模住宅団地における定住化の促進

中山間地や都市部の郊外に位置する分譲後数10年を経た大規模住宅団地においては、今後人口減少や少子高齢化が進み、地域コミュニティの維持が困難になると想定される地域も現れることが想定されるため、「群馬県空き家活用・住みかえ支援事業」を活用して空き家に若年世帯・子育て世帯の移住を促進するなど、定住化を促進します。

○ 地域の拠点づくりとネットワーク化の促進

各市町村で人口減少や少子高齢化が進む中で、持続可能性のある地域づくりを進めるため、各市町村の政策を踏まえながら、生活支援サービスなどの機能を整備・集約し、効率的に享受できるように、空き家の活用なども見据えた拠点づくりとそのネットワーク化を促進します。

(5) 安全で魅力ある住宅地づくり

① 良好な家なみ・まちなみの形成

○ 良好な景観の住宅地づくりの促進

市町村の景観計画に基づく住宅地づくりや、花や緑の香りに囲まれた自然環境豊かなぐんまらしい居住環境整備など、ハード面及びソフト面に係る良好な家なみ・まちなみの形成を促進します。

○ 住宅地における地域活動の支援

地域の特性を活かした住宅地の形成を図り、住民やNPO・ボランティア等の団体による取組を支援するコーディネーター、ファシリテーターなど専門家の育成や派遣を行うなど、住民による地域活動を支援します。

② 住教育の推進

○ 住宅について自ら考えてもらうための場や機会づくり

人と人、人とのもの・こと、人と空間、人と環境など、さまざまな関わりの中で成り立っている「住む」ことについて、住宅だけでなく住環境、まち、ひとなど幅広い視点から学び、考え、実践することで、社会の中で多様な価値観と出会いながら、自らの住生活を創造し、夢や希望を実現していく力をつけることを目指し、住教育を推進します。

○ **住教育の体制づくりの推進**

ぐんま住まいの相談センター(群馬県住宅供給公社)を核として、大学、NPO等との連携により、学校教育、イベント、セミナー、パンフレット、教材作成等により、住教育を推進します。

③ **住宅・住宅地の安全対策**

○ **犯罪の防止に配慮した住宅の普及促進**

建築関連団体等との連携により、ピッキング対策など犯罪の防止に配慮した住宅や設備の普及を促進します。

○ **県民への地域活動の啓発**

住宅地における犯罪発生を抑制するとともに、災害発生時に大きな被害を受けることを未然に防ぐため、自治会等による地域活動の啓発を促進します。

(6) 高齢者が住み続けられる地域づくり

① **高齢者の見守り体制づくり**

○ **独居高齢者世帯等の見守りの推進**

独居高齢者等が多い県営住宅において保健師の巡回訪問によるこころと身体のケアを実施するなど、配慮が必要な独居高齢者世帯等の見守りを推進します。

○ **介護する側の世帯の負担軽減の推進**

要介護者を介護する側の世帯も公営住宅に近居できる入居制度など、家族で要介護者を支える環境づくりのため、介護する側の世帯の負担軽減を推進します。

○ **地域包括ケアシステムの推進**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるように「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の5つの要素が包括的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを推進するため、住まい(自宅、サービス付き高齢者向け住宅など)と医療・福祉施設、在宅医療・介護サービスなど、ハード・ソフトによる連携を図ります。

3. いいものを長く大切に使う住まい・まちづくり

【住宅ストック・空き家】

(1) 住宅の安全性の確保

①住宅の耐震化の促進

○木造住宅の耐震診断・耐震改修の支援

新耐震基準（昭和56年基準）に満たない既存住宅の中で、特に耐震化率の低い木造住宅の耐震化を進めるため、市町村と連携した補助事業により、木造住宅の耐震診断と耐震改修を支援します。

○耐震化に関わる技術者の養成の推進

県民が安心して耐震改修を依頼できる事業者を増加させるとともに、新たな耐震改修技術に対応できるようにするため、講習会を開催するなど、耐震診断、耐震補強設計、耐震改修をはじめとした耐震化に関わる技術者の養成を推進します。

○耐震改修の普及・啓発の推進

パンフレット等を作成し、地震により建築物が倒壊した場合のさまざまな危険性、耐震診断や耐震改修が進まない要因に対する解決策、耐震改修工事のモデルケースを分かりやすく伝えるなど、情報提供やイベント等を通じ、県民に対する耐震改修の普及・啓発を推進します。

○総合的な震災対策の普及促進

老朽化した住宅については、耐震改修の費用負担が非常に大きい場合や、耐震改修自体が困難な場合もあるため、耐震改修に加えて建替えや住み替えやシェルターの設置なども含めた総合的な震災対策の普及を促進します。

(2) 質の高い既存住宅ストックの形成

①既存住宅のリフォーム支援

○ユニバーサルデザインリフォームの促進

子どもから高齢者、障害者まで、誰もが安全に安心して暮らせる住宅の普及を図り、バリアフリー化を含めた、ユニバーサルデザイン化に向けたリフォームを促進します。

○再生可能エネルギー導入の支援

家庭部門から排出される温室効果ガスの排出を抑制するため、住宅への太陽光発電設備及び蓄電池等の導入を支援します。

○住宅の性能や魅力を向上させるリフォームの促進

持ち家だけでなく、賃貸住宅など全ての既存住宅において県民が快適に暮らせるようにするため、省エネ化や長寿命化をはじめとした住宅性能、ヒートショック防止やシックハウス防止などの健康対策、外観などの魅力向上など、住宅の性能や魅力を向上させるリフォームを促進します。

②安心してリフォームできる環境整備

○安心してリフォーム事業者を選択できる環境づくりの推進

県民が安心して自らのニーズに合ったリフォームを実施できるようにするため、群馬安心リフォーム事業者登録制度により、安心してリフォーム事業者を選択できる環境づくりを推進します。

○リフォーム事業者の育成の促進

本県の地域特性を踏まえた多岐にわたるリフォーム技術の普及のため、群馬県ゆとりある住生活推進協議会との連携により、リフォームに関する情報提供や講習会を実施するなど、リフォーム事業者の育成を促進します。

③住宅の適正な維持管理

○住宅の管理に関する意識啓発の促進

住宅の性能を維持して快適な暮らしを継続できるようにするため、情報提供やイベントなどを通じて、住宅の管理に関する意識啓発を促進します。

○マンションの適正な管理の促進

分譲マンションは区分所有であるため、合意形成の面において老朽化した場合の建替えや大規模改修、日常の維持管理で困難な状況が発生するおそれがあることから、管理組合の活動を支援するなど、マンションの適正な管理を促進します。

(3) 空き家対策の推進

①総合的な空き家対策の促進

○市町村の空き家対策の促進

市町村が行う空き家調査や空家等対策計画の策定、空き家条例の制定を支援するなど、「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家対策特別措置法)」に基づき、総合的な空き家対策を促進します。

②空き家の発生予防

○空き家の予備軍対策の促進

空き家の発生を抑制するため、リバースモーゲージの促進、「群馬県空き家活用・住みかえ支援事業」を活用した住み替え時の資産活用、管理不全の住宅の修繕など、高齢者のみの世帯が暮らす老朽化した住宅をはじめとした空き家の予備軍となっている住宅への対策を促進します。

③空き家の流通・活用

○空き家情報の活用の推進

空き家を求める県民や移住者が情報をわかりやすく取得できるようにするため、市町村における空き家情報の収集を促進するとともに、その情報を集約して県内や県外に広く発信していきます。

○ 空き家の利活用のための障壁除去の促進

空き家の活用にあたっては複雑な権利関係や、そのままでは住むことができない老朽化などが障壁となっていることから、情報提供などにより権利調整やリフォームを支援します。また、一般社団法人群馬県建築士事務所協会との連携による空き家の劣化状況・耐震性の診断・調査体制の整備、定期借家制度やD I Y型賃貸借等の制度の活用などにより、空き家の利活用を促進します。

○ 古民家等の活用の促進

本県の気候・風土に適応して継承されている古民家について、地域の景観や住まいの文化を守り、育むとともに、空き家となることによる住まいの文化の消失を防ぐため、その活用を促進します。

○ 空き家のリノベーションの促進

多岐にわたる地域の課題に対して、新たな施設や拠点を整備することで解決を図るため、空き家を地域の資源と捉え、リノベーションを促進します。

④ 空き家の管理

○ 空き家に関する総合的な普及・啓発活動の推進

群馬県空き家利活用等推進協議会との連携により、ぐんま住まいの相談センターに相談窓口を設置し、相談員の研修・育成、空き家の売買価格・賃料・管理料・解体費等の基礎情報調査、空き家の改修工事・資金計画等のモデル策定と情報提供、パンフレットによる空き家等の適正管理等の普及・啓発等を実施します。

○ 空き家管理サービスの普及促進

空き家が管理不全状態に陥らないようにするため、民間事業者やN P O等の団体、地域で行われている空き家管理サービスの普及を促進します。

○ 管理不全の空き家の計画的な解体・撤去の促進

管理不全の空き家については、空家対策特別措置法に基づき、計画的に解体・撤去する市町村について、制度面や技術面を含めて支援します。

第 4 章

施策の推進方策

1. 成果指標
2. 推進体制

1. 成果指標

成果指標は、基本目標及び各基本的施策の達成状況を示す代表的な指標（数値）としますが、現状で定量的な統計データなどが得られるものとするため、全ての施策に対応した指標とはなっていません。なお、施策評価の際には、その時点で得られる、あるいは推計されるデータを基に進捗状況を評価することとします。

(1) 誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり

①最低居住面積水準未達率

最低居住面積水準とは、「世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準」として、全国計画で全国一律に規定されており、4人世帯では、50㎡（約15坪）となります。

群馬県では、約1万8千世帯が最低居住面積水準未達であることから、公営住宅の供給などにより最低居住面積水準未達世帯の解消を図ります。

平成25年：2.4% → 平成37年：早期に解消

②子育て世帯の誘導居住面積水準達成率

前述①の最低居住面積水準とともに、全国計画において「世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準」として誘導居住面積水準が規定されています。

群馬県では、特に子育て世帯（18歳未満の者が含まれる世帯）について、これからの群馬県を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、誘導居住面積水準を達成する世帯の増加を促進します。

平成25年：48.4% → 平成37年：64%

③高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

急速に高齢化が進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、サービス付き高齢者向け住宅等、介護・医療等と連携して高齢者を支援するサービスが利用できる住まいの確保を促進します。

平成26年：2.5% → 平成37年：3～5%

④高齢者のいる住宅のバリアフリー化率

高齢者（65歳以上）の居住する住宅について、高齢者が安心して暮らせるよう、一定のバリアフリー対策（住戸内のトイレや浴室など2箇所以上に手すりを設置または屋内の段差解消の実施）を行った住宅ストックの比率の増加を促進します。

平成25年：39.9% → 平成37年：75%

⑤被災建築物応急危険度判定士数

大規模な地震の発生後に、被災した住宅や建築物の安全性を判定し二次災害を防止するため、群馬県では「群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、関係団体等の協力を得て群馬県被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」といいます。）の認定や講習会の開催等を行っています。応急危険度判定士は、建築士がボランティアとして行う活動であり、今後も県内建築士の協力を得て応急危険度判定士を増やすとともに、講習会などの開催により、知識や経験の向上を図り、いざというときに備えます。

平成26年： 1,692人	→	平成32年： 2,000人
		平成37年： 2,000人の維持

⑥公営住宅の供給目標量

公営住宅の供給目標量は、既存公営住宅の空き住戸募集を主として、必要に応じて新規の建設戸数、買取り戸数、建替えによる建替え後の戸数、民間住宅等の借上げの戸数を合計した戸数とし、居住の安定の確保を図るべき世帯に対し必要な住宅供給を行う観点から、平成28年度から32年度までの5年間及び37年度までの10年間について、県営及び市町村営住宅合計の供給目標量を設定します。

当初5年間： 9,000戸	10年間： 18,000戸
---------------	---------------

(2) 豊かで住み続けられる住まい・まちづくり

⑦新築住宅における認定長期優良住宅の割合

「認定長期優良住宅」とは、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び維持保全計画が策定された住宅です。良質なストック形成の基礎となる「認定長期優良住宅」が新築住宅においてより多く供給されるため、実施率の向上を促進します。

平成26年： 13.4%	→	平成37年： 20%
--------------	---	------------

⑧住宅の一定の省エネルギー対策率

（既存・新築全ての住宅における、全部または一部の窓に2重サッシまたは復層ガラスを使用した住宅ストックの比率）

地球環境負荷軽減への対応のため、住宅の省エネルギー対策を促進します。

平成25年： 30.4%	→	平成37年： 46%
--------------	---	------------

⑨情報提供（相談）件数

群馬県では、「ぐんま住まいの相談センター（群馬県住宅供給公社）」へ県民への住宅に関する情報提供（相談）業務を委託していますが、今後、より県民が利用しやすいように活動内容を改善し、情報提供の拡充を図ります。

県民への情報提供（相談）業務の認知度を示す指標として、センターが1年間に受け付ける住宅に関する相談業務の件数を設定します。

平成27年： 1,015件 → 平成37年： 2,000件

⑩市街化区域内人口密度

少子高齢化や人口減少を背景として、今後、住宅用地の世帯当たり人員の減少が懸念される中、市街化区域では良好な居住環境を実現するため、人口・産業を適切に収容し得る規模が必要とされています。まちなか居住を促進、「まちのまとまり」を示す指標として市街化区域内人口密度を設定し目標の維持を図ります。

平成26年： 64.2人/ha → 平成37年： 60人/haの維持

⑪共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率

ユニバーサルデザインとは、高齢者や障害者だけでなく、また年齢や性別にも関係なく、誰もが使いやすい、あるいは使いやすいように簡単に改修ができるデザイン（設計）を言います。共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率の向上を促進します。

平成25年： 6.5% → 平成37年： 18%

(3) いいものを長く大切に使う住まい・まちづくり

⑫耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率

昭和56年5月に建築基準法が改正されたことから、昭和56年6月以降に新築工事に着手した住宅は改正後の新しい耐震基準が適用されていますが、昭和56年5月末以前に新築工事に着手した住宅については耐震性能が確保されているかどうか不明なため、耐震診断を行い、耐震性能が不足している場合は耐震改修が必要になります。

平成28年度に策定された「群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）」では、自然更新（昭和56年5月末以前に新築工事に着手した住宅の建替え）される住宅を加え、耐震化及び減災化された住宅の数を平成32年度までに群馬県内の住宅の95%としています。

本計画では、全国計画と同様にさらに5年後（平成37年度）までに耐震性を有しない住宅ストックのおおむね解消を目標とします。

平成27年： 19.5% → 平成37年： おおむね解消